

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第23条の規定による減額が行われた場合」の次に「（同条第3項を除く。）」を加える。

第14条第1項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第18条第1項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）」の次に「。以下「府令」という。」を加える。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に政令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（府令第24条の30の5に定める場合には、出産した日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は、3月前）から出産予定月の翌々期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号のアの規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額の額とする。）の12分の1の額に、当該出産被

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウの規定により減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額簿額とする。）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項第1号オ、同項第2号オ又は同項第3号オの規定による減額が行われた場合は、その減額後の被保険者均等割額の額とする。）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者一人について定める額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和6年1月以降の国民健康保険について適用し、令和5年12月以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

1 制度の目的

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税（均等割額、所得割額）を軽減する。

2 制度の概要

(1) 対象者

出産する予定または出産した被保険者

(2) 対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間）

(3) 軽減額

対象となる期間の均等割および所得割を全額免除する。

3 施行予定

令和6年1月1日